

龍神温泉郷国民保養温泉地計画

平成 27 年 5 月

環境省

龍神温泉郷国民保養温泉地計画書

一目 次

1. 温泉地の概要
2. 計画の基本方針
3. 自然景観、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は入浴方法の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等
5. 温泉資源の保護に関する取組方針
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画
9. 災害防止対策に係る計画及び措置

添付

- ・ 国民保養温泉地位置図
- ・ 国民保養温泉地区域図

1. 温泉地の概要

龍神温泉郷は、田辺市龍神村の龍神温泉地区と小又川温泉地区のうち別図に表示する区域の総称である。

龍神村は和歌山県の中央東部に位置し、平成17年5月1日に田辺市、大塔村、中辺路町、本宮町と合併し、田辺市となったが、田辺市龍神村として固有名を維持している。

北は奈良県野迫川村及び有田川町に接し、東は奈良県十津川村、南は田辺市中辺路町、西は日高川町、印南町及びみなべ町に接している。面積255.13km²のうち95%が森林で、紀伊山地に属する諸山脈が連亘するため村土の70%が標高500m以上の山岳に覆われている。紀州の屋根といわれる護摩壇山に源を発する日高川が東北から西南に流れ、その本・支流沿いに140余の集落と耕地が点在している。

龍神温泉地区は、高野龍神国定公園に指定された自然美の豊かなところで、本県最高峰の龍神岳を含む山岳と高野龍神スカイライン沿線の秋の紅葉は県下でも有数の名所となっている。龍神温泉は、その昔、役の行者小角が発見し、後に弘法大師が難陀龍王の夢のお告げによって浴場を開いたことからその名がついたと伝えられ、以来1,200年の歴史を持つ温泉であり、日本三美人湯の一つとして有名である。

また、江戸時代には紀伊国を統治した紀州藩とも関わりが深く、藩主が湯治を行うために、初代藩主徳川頼宣が「上御殿」「下御殿」を作らせた。現在、「上御殿」「下御殿」は旅館となり、「上御殿」の建物は国の登録有形文化財に指定されている。

小又川温泉地区は、龍神温泉から500m下流に位置し、昭和52年温泉が開発された比較的新しい地区である。文久3年8月尊王倒幕の念に燃える勤王の志士八名が幽閉されたと伝えられる天誅倉（県史跡指定）など史蹟と伝統にいろどられた小又川のほとりに位置する。地区内にはバンガローやキャンプ場、宿泊施設があり、小グループや家族連れの保養の場として適しており、緑豊かな環境とともに脚光をあびている。

2. 計画の基本方針

龍神温泉郷は古くから美肌の湯として知られ、保養や療養を目的とした宿泊客が多く訪れている。今後、以下の考え方を基本として古くからの温泉地としての歴史や文化を大切にしながら、本村の特徴を活かした体験と滞在型保養地とした温泉地を目指していく。

- (1) 自然豊かな環境を活用した事業を行う。
- (2) 地下資源である温泉を保護するために、泉質、泉温の変化、湯量の減少に配慮し、汲上量の減少に配慮し、汲上量を調整するとともに、温泉の有効利用を図る。
- (3) 過度な歓楽地化を防止し、懐かしい温泉街を保全する。
- (4) 歴史や文化、風俗を継承していく。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

龍神温泉地区は高野龍神国定公園内にあり、近くには清流日高川が流れ、山々に囲まれた自然豊かな地域である。

宿は国の登録文化財にも指定されている「上御殿」をはじめ、古くからの旅館、民宿が残り、温泉情緒が漂うまちなみが残されている。

その昔、役の行者小角が発見し、後に弘法大師が難蛇龍王の夢のお告げにより浴場を開いたと伝えられ、日本三美人湯の一つでもあり、毎年、多くの保養客で賑わっている。

小又川温泉地区は昭和52年に開発された地区で、文久3年8月尊王倒幕の念に燃える勤王の志士8名が幽閉されたと伝えられる天誅倉（県史跡指定）など史蹟と伝説にいろどられた小又川のほとりにあり、素朴さと緑豊かな環境が賞され四季を通じ、保養客で賑わっている。

(2) 取組の現状

龍神温泉地区は高野龍神国定公園内にあり、自然公園法（昭和32年法律161号）に基づき温泉地内の自然環境が保たれている。特に温泉利用事業者からなる龍神温泉協会が、常時地域の美化清掃活動を実施している。

小又川温泉地区は温泉利用事業者及び源泉権利者が、常時地域の美化清掃活動を実施している。

龍神温泉郷全体では、地域のボランティア団体の「花いっぱい運動推進協議会」が地域の道路沿線に花の植栽を実施し、環境美化に取り組んでいる。また企業等に、「企業の森」に参画して頂き、地域住民と共に森林の下草刈り等を行い、環境保全活動に取り組んでいる。

(3) 今後の取組方針

龍神温泉郷において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土及び文化等の維持保全を図るため、関係機関と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、主に温泉地内の住民、事業者から構成される龍神温泉協会、龍神小又川温泉開発(有)が、過度の歓楽地化を防止しながら、歩道やトイレ等、公共施設の修繕要望をまとめ、和歌山県や田辺市に要望し、温泉情緒溢れるまちづくりの保全に努める。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

龍神温泉郷では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置していない。又、入浴方法等の指導を行う人材も現在、有資格者1名が宿泊施設

及び日帰り入浴施設において指導を行っている現状であるが、今後、(2)に記載する配置・増員・育成等に取り組む

(2) 配置計画又は育成方針等

龍神温泉郷では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置することとしており、その計画は、以下のとおりである。

氏名	専門分野	活動内容	配置予定年度
寒川具昭	内科	医療施設において、随時、温泉療養相談を実施。	H27年度

龍神温泉郷では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置することとしており、その計画及び育成方針は、以下のとおりである。

人材	医師との連携を含めた活動内容	配置予定年度	育成方針
温泉入浴指導員	入浴施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導にあたっては、必要に応じ、龍神中央診療所の寒川医師(内科)の助言を受けることとしている。	H27	平成27年から5ヶ年計画で温泉利用事業者が温泉入浴指導員養成講習会の受講を予定。(現在、有資格者1名)

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

龍神温泉郷では現在4本の源泉が14件の旅館と1箇所の日帰り入浴施設に利用されている。

源泉	温度(℃)	湧出量(l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
龍神温泉地区						
上の湯	47.2	44	ナトリウム-炭酸水素塩泉	自然湧出	龍神温泉協会	宿泊施設 7施設
下の湯	46.0	68	ナトリウム-炭	自然湧出	龍神温泉協	日帰り入浴

			酸水素塩泉		会	施設 1 施設
ボーリング泉	48.2	140	ナトリウム-炭酸水素塩泉	動力揚湯 (5馬力)	龍神温泉協会	
小又川温泉地区						
龍神小又川温泉	21.2	218	アルカリ性低張性冷鉱泉	動力揚湯 (5馬力)	龍神小又川温泉開発(有)	宿泊施設 7施設

(2) 取組の現状

龍神温泉郷における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組状況	実施主体	実施年度
上の湯	現地観測（温度、湧出量、電気伝導度、pH、日高川水位・水温）年1回実施	龍神温泉協会	昭和60年度～
下の湯	現地観測（温度、湧出量、電気伝導度、pH、日高川水位・水温）年1回実施	龍神温泉協会	昭和60年度～
ボーリング泉	現地観測（温度、汲上量、電気伝導度、pH、日高川水位・水温）年1回実施	龍神温泉協会	昭和60年度～
龍神小又川温泉	現地観測（温度、汲上量、電気伝導度、pH、小又川水位・水温）年1回実施	龍神小又川温泉開発(有)	昭和60年度～

(3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において現在、温泉湧出状況に大きな変化は出ていないが将来、枯渇や湧出量の減少等、問題が発生する可能性があることを想定して、温泉資源保護を推進し実施主体と連携し、(2)の取組を継続して行う。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

龍神温泉郷において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は以下のとおりである。

①浴用利用のみ

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
-----	-----	-------------	---------

龍神温泉	3	引湯管と貯水槽	8
小又川温泉	1	引湯管と貯水槽	7

(2) 取組の現状

龍神温泉郷において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	地下水等が混入しないよう遮水対策を施工。 一般細菌、大腸菌群等の検査を半年に1回実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	バルブ、ドレン等の点検を不定期に実施。	源泉所有者
貯湯槽	条例等	すべての貯水槽について、年に1回点検。 清掃及び消毒を必要に応じ随時実施。	源泉所有者
浴槽	条例等	<浴槽水> すべての浴槽の浴槽水を毎日換水実施。 すべての浴槽の水質検査（レジオネラ菌等）を年に1回実施。 <浴槽> すべての浴槽の清掃を毎日実施。 <ろ過器> すべてのろ過器の清掃を毎日実施。 <集毛器> すべての集毛器の清掃を毎日実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	すべての設備周辺において、清掃を毎日実施。	源泉所有・設備所有者

(3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

設備	区分	取組	実施主体
引湯管	自主的	バルブ・ドレン等の不定期な点検から年に1回程度の定期的な点検に変更。	源泉所有者

貯水槽	条例等	清掃及び消毒を点検時に実施に変更。	源泉所有者
-----	-----	-------------------	-------

7. 温泉地の特性を活かした公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

龍神温泉の歴史は古く、七世紀に遡る。江戸時代になると、紀州初代藩主徳川頼宣公の特別の保護を受け、歴代藩主たちの湯治場として発展した。藩主の保養入浴の御殿として造営されたのが上御殿で、お供の家来たちには下御殿が造営された。現在もその屋号は引き継がれ、上御殿は平成11年に国の登録有形文化財に指定された。

現在では、山深い静かな環境の中でのゆったりとした時間を求めるニーズの高まりに応じて、若い世代に利用者が増加している。また「日本三美人の湯」としても知られ、最近特に若い女性の利用者が増加している。

①過去3年間の温泉の利用者数

温泉地	区分	22年度	23年度	24年度
龍神温泉	宿泊	38,347	29,377	31,625
	日帰	97,011	75,314	88,387
小又川温泉	宿泊	8,497	6,497	8,327
小計	宿泊	46,844	35,874	39,952
	日帰	97,011	75,314	88,387

②直近1年間（平成25年度）の温泉の利用者数

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4月	5月	6月	7月	8月
龍神温泉	宿泊	7	434	2,702	3,169	2,234	3,136	4,881
	日帰	1		6,620	10,564	5,513	7,412	13,178
小又川温泉	宿泊	7	234	550	851	312	662	1,348

小 計	宿泊	14	668	3,252	4,020	2,546	3,798	6,229
	日帰	1		6,620	10,564	5,513	7,412	13,178
合 計		15	668	9,872	14,584	8,059	11,210	19,407

利用者数							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,811	3,161	4,101	2,019	1,544	1,084	2,513	33,355
7,228	6,386	10,149	4,543	6,494	3,516	5,898	87,499
517	602	749	412	428	196	643	7,268
3,398	3,763	4,850	2,431	1,972	1,280	3,156	40,623
7,228	6,386	10,149	4,543	6,494	3,516	5,898	87,499
10,626	10,149	14,999	6,974	8,466	4,796	9,054	128,122

(2) 取組の現状

龍神温泉郷において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

取 組	実施主体
<p>温泉入浴指導員による宿泊施設及び日帰り入浴施設における温泉利用の安全かつ適切な実施の指導</p> <p>パンフレット・インターネットなどにより、京阪神、東海や首都圏のマスコミ、エージェント及び一般住民に対して広告宣伝を行い龍神温泉郷を周知。</p> <p>温泉水を使用した石鹸や化粧水などを開発、販売。</p> <p>温泉街を中心に龍神温泉郷を燈籠で灯すイベント「観燈祭」を実施。</p> <p>足湯体験機器を使用し、県内、京阪神地区を中心に足湯体験及び高齢者施設への慰問足湯の実施。</p> <p>高野龍神国定公園内にある龍神温泉郷の自然や建造物等の景観を規制し、歴史ある建造物の保全。(和歌山県立公園条例 [昭和28年条例第6号])</p>	<p>(一財) 龍神村開発公社</p> <p>田辺市</p> <p>(公社) 龍神観光協会</p> <p>龍神温泉協会</p> <p>龍神小又川温泉開発(有)</p> <p>龍神温泉協会</p> <p>(公社) 龍神観光協会</p> <p>龍神温泉協会</p> <p>(公社) 龍神観光協会</p> <p>国</p> <p>和歌山県</p> <p>田辺市</p>

龍神温泉郷内の道路や公共施設の保守・修繕等を随時実施している	国 和歌山県 田辺市
--------------------------------	------------------

(3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮に努めながら、同温泉を象徴する清流日高川や自然林といった自然資源や古くからの歴史のある建造物・風俗・文化といった資源を保全・活用する温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
龍神温泉	温泉入浴指導員を増員し、日帰り入浴施設に配置して、安全で適切な温泉利用を指導。	(公社) 龍神観光協会
	龍神温泉の歴史ある温泉街及び構造物などを散策するプログラムの企画。	(公社) 龍神観光協会
	龍神温泉街へのアクセス案内看板等を増設・整備を実施する。	和歌山県 田辺市
	体験・交流プログラムの企画・実施。	(公社) 龍神観光協会
小又川温泉	温泉入浴指導員を増員し、日帰り入浴施設に配置して、安全で適切な温泉利用を指導。	(公社) 龍神観光協会
	アクセス道路の整備・保全。	和歌山県 田辺市
	体験・交流プログラムの企画・実施。	(公社) 龍神観光協会

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
龍神温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路(国道371号線、市道湯本線他12線) ・遊歩道 ・旅館2施設

	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・日帰り入浴施設 1 施設 ・集会所 1 施設 ・旅館 5 施設
小又川温泉	公有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道 4 2 5 号線、市道小野線他 7 線） ・遊歩道 ・旅館 1 施設 ・史跡天誅倉 ・集会所 1 施設
	私有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館 6 施設

（２）龍神温泉郷において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
龍神温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県 田辺市
	公有施設	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。公衆便所のバリアフリー化。オストメイトの設置。	和歌山県 田辺市
	私有施設	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。身障者便所の整備を推進。	施設所有者
小又川温泉	公有施設	道路	温泉地内の道路の修繕及び保守管理。	和歌山県 田辺市
	公有施設	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。	田辺市
	私有財産	建築物	施設において入口スロープの整備、点字表示の設置を推進。身障者便所の整備を推進。	施設所有者

9. 災害防止に係る計画及び設置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

- ・龍神温泉郷のある龍神村は、和歌山県の中央東部に位置し、北は奈良県野迫川村及び有田川町、東は奈良県十津川村、南は田辺市中辺路町、西は日高川町、印南町、みなべ町に接している。また東西約2.2km、南北約2.3kmの長さで、面積は254.58平方kmに及んでいる。約9割が山林でほとんどが山岳地帯である。

平成23年9月の台風12号災害においては、人的被害はなかったが道路がいたるところで寸断し、通信網も寸断され、孤立状態となった。

平成26年度に田辺市が災害時の断線による情報遮断を防ぐため、市役所本庁や行政局を無線回線で結ぶ通信網を整備し、情報通信手段を多重化して、防災力を強化した。

また、平成24年12月に、田辺市とJA紀州中央（現JA紀州）が、龍神村を対象に災害時の応急対策や防災啓発事業で協力する協定を結んだ。災害が発生した場合、市の要請を受けて同JAが食料品などの物資を調達したり、救援物資の一時集積場所や運搬車両を提供する。防災訓練など地域住民の防災意識を啓発する事業でも協力することなどが盛り込まれている。

(2) 計画及び措置の現状

龍神温泉郷において現在、災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
龍神温泉	砂防指定地の指定	砂防法に基づき、温泉地のうち1箇所が砂防指定地に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を策定。
	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、温泉地の1箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を策定。
小又川温泉	砂防指定地の指定	砂防法に基づき、温泉地のうち1箇所が砂防指定地に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を策定。

	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、温泉地の1箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定され、田辺市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を策定。
--	---------------	--

(3) 今後の取組方策

龍神温泉郷において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取 組	実施主体
<p>災害発生時に、地域で迅速、的確な防災活動をおこなうため、自主防災組織が結成されている。</p> <p>普段から隣近所とふれあい、防災訓練に参加、家庭で防災についての話し合い、高齢者等災害時要支援者に声をかけるなど地域防災体制の充実強化と防災意識の高揚を図るなどの啓発活動の実施。</p>	田辺市